

品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱

制定	平成 29 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 77 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 129 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 201 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 69 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 108 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 140 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街が地域のニーズに対応して商店街を含めた地域一帯のにぎわいを創出するイベント事業および活性化事業を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「実行委員会等」とは次に掲げるものをいう。

- ア 商店街区を含む地域で活動を行うための会則等を有している実行委員会
- イ 地域協議会

(2) 「実行委員会」とは、地域の活性化に向けてイベント事業および活性化事業を行うため、商店街等が複数の地域団体等と資金や人的資源を出し合って設立された組織をいう。なお、区の外郭団体が地域団体等として実行委員会に加入する場合、実行委員会は外郭団体を除いた複数の地域団体等が加入するものとする。ただし、地域団体等が町会または自治会の場合、地域団体等は 1 団体での構成を可能とする。

(3) 「地域協議会」とは、これまで東京都地域連携型モデル商店街事業で支援を行った事業実施のために設立された商店街等と複数の地域団体等で組織する協議会をいう。

(4) 「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街
- イ 商店街の連合会

(5) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）により設立された商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された事業協同組合
ただし、区内全域を街区とする事業協同組合を除く。
- ウ 未組織商店街

(6) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
- ウ 品川区商店街連合会および品川区商店街振興組合連合会

(7) 「地域団体等」とは次に掲げるもので、会則等を有しているものをいう。

- ア 商工会、商工会連合会および商工会議所
- イ 町会および自治会
- ウ 特定非営利活動法人
- エ 区内に主たる事業所を持ち商店街の組合員または法人格を有する商店街等が過半を出資し、地域活性化を担うと区長が認める中小企業
- オ 社会福祉法人
- カ 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社、一般社団法人および一般財団法人
- キ その他の団体で、地域活動を行っていて事業実施団体として区長が適切と認めるもの（区の外郭団体、区の外郭団体以外で区が出資する中小企業、区の外郭団体以外の公益法人等）

(8) 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）により認証された特定非営利活動法人であって、同法第 2 条第 1 項による特定非営利活動のうち、商店街等の街区内で行う次に掲げる活動を行う法人をいう。

- ア 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- イ 社会教育の推進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動

- エ 観光の振興を図る活動
- オ 農山漁村または中間地域の振興を図る活動
- カ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- キ 環境の保全を図る活動
- ク 災害救助活動
- ケ 地域安全活動
- コ 子供の健全育成を図る活動
- サ 情報化社会の発展を図る活動
- シ 経済活動の活性化を図る活動
- ス 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- セ 消費者の保護を図る活動
- ソ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(9) 「社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）により設立された社会福祉法人をいう。

(10) 「中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社、一般社団法人および一般財団法人」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第2号に規定する特定会社、一般社団法人および一般財団法人をいう。

(11) 「区の外郭団体」とは、区が出資または出えんを行っている団体および継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、区の政策との連動性が高く、区の行政運営を支援する役割を有する団体で、東京都知事が認めるものをいう。

（助成対象者）

第3条 この要綱に基づく品川区地域連携型商店街事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 実行委員会
- (2) 実行委員会等に参加している商店街等
- (3) 実行委員会等に参加している前条第7号のウ、エ、オ、カの地域団体等
- (4) 前条第7号のウ、エについては実行委員会に参加することを条件に、設立を予定する者

（地域連携型イベント事業の助成）

第4条 区長は次の各号に定める要件を備える別表1に掲げる事業（以下「地域連携型イベント事業」という。）で、「東京都地域連携型商店街事業」として採択された事業に対し、助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 第1条の目的を達成する事業であること。
- (2) 商店街の街区を中心とした地域において連続する期間に行われる行事に係る事業であること。
- (3) 事業費全体に占める商店街等の負担割合が過半となるものであること。
- (4) 実行委員会により実施される事業であること。
- (5) 地域イメージの向上に寄与する効果を期待できる事業であること。
- (6) 事業内容が優れ、熟度が高い事業であること。
- (7) 事業化の具体性をもった企画であること。
- (8) 前7号に定めるもののほか、区長が必要と認める事業

（地域連携型活性化事業の助成）

第5条 区長は次の各号に定める要件を備える別表2に掲げる事業（以下「地域連携型活性化事業」という。）で、「東京都地域連携型商店街事業」として採択された事業に対し、助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 第1条の目的を達成する事業であること。
- (2) 実行委員会により実施される事業、または実行委員会以外の実施者が連携することにより実施される事業であること。
- (3) 地域団体等が地域連携型活性化事業を実施する場合は、商店街等と連名で申請を行うこと。なお、商店街等が地域団体等（地域団体等が複数ある場合は最も負担する地域団体等）と同程度以上の金額を負担すること。
- (4) 実行委員会が策定した3年以上の期間にわたる中期計画の中で事業実施者が地域の活性化に向けて初年度に取り組む事業として位置付けられた事業であること。ただし、商店街が行う施設整備および空き店舗の活用に係る取組については、複数回の申請を可能とすることができる。また、実行委

員会が策定した中期計画の中で事業実施者が初年度に取り組む事業において、事業費全体に占める商店街等の負担割合が過半となること。なお、計画の策定にあたっては東京都または品川区の専門家派遣事業による専門家から事前に助言を受けること。また、商店街が行う施設整備および空き店舗活用事業の2年目以降の申請にあたっては同様とする。

(5) 前4号に定めるもののほか、区長が必要と認める事業

(助成金の対象経費)

第6条 助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費のうち、別表3に掲げるものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表4に定める限度額と、助成対象経費(対象経費から売上額等を差し引いた額)に別表4の助成率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)を比較し、いずれか低い額とする。

(業者選定委員会の設置)

第8条 助成対象者は、地域連携型商店街活性化事業の全部または一部を専門業者(以下「業者」という。)に請け負わせ、または委託して実施しようとする場合は、原則として複数の業者から選定するものとし、その選定にあたっては、区長の指導のもとにあらかじめ業者選定委員会を設置し、その議を経て業者を選定するものとする。

2 前項の業者選定委員会は、商店街振興組合等の構成員(当該請負または委託の対象業者は除く。)3名以上で組織するものとする。

(助成金の交付申請等)

第9条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。ただし、助成対象者の商店街のうち未組織商店街(以下「未組織商店街」という。)が第4条および第5条に定める地域連携型イベント事業、地域連携型活性化事業を実施する場合には、助成金交付申請書に加えて、会則または規約ならびに役員名簿ならびに24箇月分の決算書および関係帳簿(以下「会則等」という。)、助成対象者のうち実行委員会、地域団体等が第4条および第5条に定める地域連携型イベント事業、地域連携型活性化事業を実施する場合には、助成金交付申請書に加えて、会則または規約ならびに役員名簿ならびに決算書および関係帳簿(以下「会則等」という。)を合わせて区長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該助成対象者(以下「助成事業者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(助成事業の内容変更等)

第11条 助成事業者は、助成事業の内容を変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書(第4号様式)により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した助成対象経費の額に別表4の助成率を乗じた額(1千円未満の端数は切り捨て)または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(助成金の請求)

第14条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の概算払い)

第15条 助成対象者が地域連携型商店街活性化事業において、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第8号様式)により区長に申請しなければならない。この場合において、第13条の規定する助成金が確定したときは、速やかに助成金精算書(第9号様式)により精算しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第16条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税および地方消費税の申告により助成金に係る消費税および地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに品川区地域連携型商店街事業助成金に係る消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第10号様式)により区長に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、区長は、当該消費税および地方消費税の全部または一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(契約の相手業者に対する処分)

第18条 前条第1号に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が判明したときから1年間、助成事業の契約の相手業者となることができない。

(助成金の返還)

第19条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第20条 区長は、第17条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第21条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

3 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(資産処分承認等)

第22条 助成事業者は、取得した資産または効用の増加した資産(以下「取得財産等」という。)について台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

2 助成事業者は、別に定める期日までの間、取得財産等のうち取得価格または効用の増加した価格が50万円以上のものを交付目的に反して使用し、貸し付け、譲渡し、交換し、または債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ資産処分承認申請書(第11号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 区長は、前項の承認をした場合において、助成事業者を取得財産等の処分により収入があるときは、既に交付している助成金の額を限度として、当該収入の全部または一部を納付させることができる。
- 4 助成事業者は、助成事業の終了後5年間、常に助成事業の内容等を公開できるよう資料を整備しなければならない。

(助成金の経理等)

第23条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第24条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第25条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日品川区規則第4号）および東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日付28産労商地第2440号）の規定を適用する。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

1 地域連携型イベント事業

(1)文化、歴史など地域資源を活かしたイベント ①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント ③地産地消イベント ④スタンプラリー、ウォークラリー ⑤各種フェスティバル、コンクール（音楽祭、ストリートアート等）
(2)資源リサイクル、環境対策に資するイベント ①エコキャンペーン（ごみゼロイベント等） ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等）
(3)地域福祉、健康に資するイベント ①高齢者等を招待してのイベント ②健康フェスティバル
(4)防犯防災や生活安全に資するイベント ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント
(5)青少年育成に資するイベント ①食育フェア ②自然体験イベント

※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

※イベント事業は、1か年度に1回までとする。なお、同一の商店街が構成員となっている実行委員会
が複数ある場合は、いずれか1つの実行委員会のイベント事業のみを対象とする。

※商店街の販売促進イベント事業、会場設営のみのイベント事業は対象外とする。

別表2（第5条関係）

1 地域連携型活性化事業（実行委員会による）

(1)コミュニティ機能の強化を図るための事業 ①安全パトロール事業 ②エコ・リサイクル事業
(2)組織力、経営力の強化を図るための事業 ①普及宣伝 ②人材育成 ③地域ブランド・商品開発

※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

※活性化事業は、1か年度に1回までとする。

※施設・設備の整備を行う事業は対象外とする。

※商業ビルや地下街における商店街については、原則として、活性化事業の助成対象外とする。

2 地域連携型活性化事業（商店街等による）

(1)施設を整備する事業 ①共同設備等の改修（街路灯等、アーケード、カラー舗装等） ②来街者の集客を目的とした施設、設備の整備（ファサード、統一看板等）
(2)IT機能の強化を図るための事業 ①IC多機能カード導入 ②スマートフォンアプリ導入
(3)顧客利便機能の強化を図るための事業 ①タウンモビリティ導入 ②宅配事業
(4)コミュニティ機能の強化を図るための事業 ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等）
(5)組織力、経営力の強化を図るための事業 ①普及宣伝 ②人材育成 ③地域ブランド・商品開発 ④空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

※活性化事業は、1か年度に1回までとする。

※施設を整備する事業は商店街関係者の利用を目的としたものや個店に特化したものは対象外とする

※施設整備事業および空き店舗事業は独立した事業として認められた場合に複数回の申請（施設整備事業は事業開始年度の翌々年度末までの期間、空き店舗活用事業は事業開始月から3年を経過した日の属する月の前月末日までの期間の事業実施に係る申請）を可能とする。

※商業ビルや地下街における商店街については、原則として、活性化事業の助成対象外とする。

3 地域連携型活性化事業（地域団体等による）

(1)顧客利便機能の強化を図るための事業 ①タウンモビリティ導入 ②宅配事業
(2)コミュニティ機能の強化を図るための事業 ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等）
(3)組織力、経営力の強化を図るための事業 ①普及宣伝 ②人材育成 ③地域ブランド・商品開発 ④空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

※各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

※活性化事業は、1か年度に1回までとする。

※商店街等と連名での申請を行う場合に限る。なお、商店街等が地域団体と同程度以上の金額を負担することを条件とする。

別表3（第6条関係）

1 地域連携型イベント事業助成金の対象経費

区 分	摘 要
1. 周知の経費	事業の周知を図るために要する経費
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	設置状況の分かる写真を提出
広告宣伝費に係るコピー代	
ホームページ制作費	事業周知用ページのみ
使用量が確認できる場合のみ、チラシ制作に係る用紙およびインクトナー代	在庫管理台帳等を作成し写しを提出
2. 会場設営等の経費	イベント会場の設営、運営等に要する経費
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	物品の保管目的は除く
金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	
会場設営用のガムテープ、両面テープ、文具代	汎用性の高い物は除く
3. 景品の経費（商店街の販売促進に係るものは除く）	抽選会や福引の景品の購入に要する経費
	(1) 景品の等級、本数および品名等をチラシ、ポスター等で不特定多数の者にあらかじめ周知 (2) 実際に配付した景品の等級、本数および品名等を確認できる書類（景品管理簿等）を作成し提出 (3) 景品単価1万円以下の部分 (4) 総額90万円以下の部分
4. 記念品の経費	イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費
	(1) チラシ、ポスター等で不特定多数の者に、数量および品名をあらかじめ周知 (2) 実際に配付した記念品の数量および品名を確認できる書類（記念品管理簿等）を作成し提出
5. 出演料の経費	大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費
	1件当たり1日100万円以下の部分

6. その他諸経費	事業の実施に要する諸経費
賠償責任保険料、傷害保険料等（保険期間を表示）	準備および撤去期間（イベント前後1日間）を含む
道路使用許可手数料	
送料	
事業系一般ごみ処理手数料またはごみ処理券購入費	
事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	時間給1,200円以下の部分
事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人または団体への謝礼	
事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備し写しを提出
事業実施に直接必要な消耗品費	
光熱水費	
事業で使用した共有物のクリーニング代	備品台帳を具備し写しを提出
写真現像代	総額1万円以下の部分
振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*地域団体が負担する分も含めた経費が補助対象となる。ただし、実行委員会の事業費負担全体に占める商店街負担割合を過半とすること

*100万円以上の経費については、3社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*使用実績のない経費に関しては対象外となる。ただし、天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。

2 地域連携型活性化事業助成金（実行委員会による）の対象経費

区 分	適 用
コミュニティ機能の強化を図るための事業に要する経費	
機器、設備、物品等の購入費および賃借料	
組織力、経営力の強化を図るための事業に要する経費	
専門家、委員、研修会等の講師等に対する謝金、講演料	
各種調査に係る謝金、旅費	
会場賃借料	
テキスト、参考図書、資料等の購入費	
テキスト、報告書等の原稿料、印刷製本費	
研修会、講演会等への参加費	
フラッグ、商店街カード等の購入費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	

新聞、雑誌等への広告掲載料	
上記経費に付随する経費	
事業に要する送料、運送料、自動車借上料	
事業に要する臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
事業実施に直接必要な備品購入費	
事業実施に直接必要な消耗品費	
振込手数料	

3 地域連携型活性化事業助成金（商店街等・地域団体等による）の対象経費

区 分	適 用
施設を整備する事業に要する経費	
施設の設置、改修および撤去に係る工事費	
建物、施設、施設案内板等の固定的施設の購入費または設置費	
工事実施に係る設計、施工監理等を委託する経費	
レイアウト、デザイン等を委託する経費	
駐車場・駐輪場用地借上げのための土地賃借料	
機器、設備、物品等の購入費および賃借料	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までを限度とする。 月額30万円を限度とする。
IT機能の強化を図るための事業に要する経費	
ホームページの作成等を専門会社に委託する経費	
ホームページ作成等に伴うパソコン等購入費	
各種カード端末機等の購入費	
顧客利便機能の強化を図るための事業に要する経費	
宅配用等の車両購入費	
案内板等の固定的施設の購入費または設置費	
コミュニティ機能の強化を図るための事業に要する経費	
機器、設備、物品等の購入費および賃借料	
組織力、経営力の強化を図るための事業に要する経費	
専門家、委員、研修会等の講師等に対する謝金、講演料	
各種調査に係る謝金、旅費	
会場賃借料	
テキスト、参考図書、資料等の購入費	
テキスト、報告書等の原稿料、印刷製本費	

研修会、講演会等への参加費	アルバイトについての費用振替は認めない。月額15万円を限度とする。
フラッグ、商店街カード等の購入費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
上記経費に付随する経費	
事業に要する送料、運送料、自動車借上料	
事業に要する臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
事業実施に直接必要な備品購入費	
事業実施に直接必要な消耗品費	
振込手数料	
完成記念イベントに係る経費	
NPO、会社設立に要する経費	地域団体等が行う活性化事業の場合に限る 要綱第2条第7号ウおよびエの団体を設立する場合のみ
定款認証経費 司法書士経費 登録印紙代	事業実施者が事業実施において設立する際の経費

別表4（第7条関係）

助成率および助成金の限度額

区 分	助 成 率	限 度 額
地域連携型イベント事業（新規）	4/5	800万円
地域連携型イベント事業（継続）	2/3	666.6万円
地域連携型活性化事業	4/5	20,000万円

※活性化事業を商店街が複数回に渡って取り組む場合、前年度以前に実施した事業にかかわる補助金額の合計を差し引いた額とする。

※「地域連携型イベント事業（新規）」とは、「商店街等が地域団体等と新たに連携して行う事業」または「前年度以前の事業を一新して行う事業」をいう。

品川区長 へ

商店街名

代表者
役職名・氏名

住 所

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 商店街振興事業名 地域連携型商店街事業（ 事業）

2 事業名

3 事業内容 (1) 計画書 別紙1

(2) 予算書 別紙2

4 担当者 (1) 氏名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

別紙3(第9条関係 地域連携型活性化事業の場合)

商店街地域連携事業名	
------------	--

事業名		テーマ	
-----	--	-----	--

実行委員会名	
--------	--

実行委員会の加入団体名	
-------------	--

1 地域の現状と課題

2 中期計画を策定した目的

3 中期計画で掲げた取組を行う区域

4 中期計画に掲げた取組(今回補助金交付申請を行う取組(細事業)含む)
 (実施期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)
 * 実行委員会および各構成員がそれぞれ何を行うかを記載

(細事業に係る経費)

No.	細事業名	事業実施者	総事業費	補助対象経費	都補助額
合計					

* 細事業の詳細については別紙4(細事業の内容)のとおり

5 期待される効果

別紙4(第9条関係 地域連携型活性化事業の場合 細事業の内容)

No.	事業実施者名 (実行委員会、商店街等、地域団体等)		
細事業名		テーマ	
1 事業の目的			
2 事業区域			
3 事業内容 (実施期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)			
4 期待される効果			

* 実行委員会、商店街等および地域団体等が複数の取組を行う場合は、取組毎にこの様式を作成すること

第2号様式（第10条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名 様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので
通知します。

記

1 商店街振興事業名 地域連携型商店街事業（ 事業）

2 事業名

3 交付決定額 円

年 月 日

品川区長 へ

商店街名

代表者
役職名・氏名

住 所

変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容を変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 商店街振興事業名 地域連携型商店街事業（ 事業）
- 2 事業名
- 3 変更（*中止）の内容
- 4 変更（*中止）の理由

第4号様式（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名 様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（*中止）について、下記のとおり承認
します。

記

- 1 商店街振興事業名 地域連携型商店街事業（ 事業）
- 2 事業名
- 3 承認内容
- 4 付帯条件

品川区長 へ

商店街名

代表者
役職名・氏名

住 所

実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 商店街振興事業名 地域連携型商店街事業（ 事業）

2 事業名

3 実施事業の報告 (1) 実施報告書 別紙1

(2) 決算書 別紙2

4 担当者 (1) 氏名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

別紙1(第12条関係 地域連携型イベント事業の場合)

商店街地域連携事業名					
1 事業名 〔テーマ(該当に○)：地域資源活用、防災防犯、地域福祉、青少年育成、環境、その他()〕					
2 実行委員会名					
3 実行委員会加入団体名(商店街、地域団体)					
4 実施期間(景品等交換期限を含む。) 年 月 日 から 年 月 日 まで					
5 実施場所					
6 事業の具体的な内容 ※収益事業の有無 有 ・ 無 (有の場合、具体的な内容を記入)					
7 事業の種類 <input type="checkbox"/> 1 商店街等が地域団体等と新たに連携して行う事業 <input type="checkbox"/> 2 前年度以前の事業を一新して行う事業 <input type="checkbox"/> 3 上記以外の継続事業					
8 前年度以前の事業を一新して行った内容(※「2 前年度以前の事業を一新して行う事業」の場合に記載すること)					
9 事業実施後の効果(イベント実施による効果及び商店街と地域団体との連携による効果) (来街者数 人)					
10 経費(単位:円)					
	総事業費 (交付申請時)	総事業費(a) (実績報告時)	対象経費(b)	対象外経費	増減の主な理由
周知費用					
会場設営費					
景品購入費					
記念品購入費					
出演料					
その他諸経費					
計					
売上等収益(f)			*増減の主な理由欄は、区分ごとに概ね2割以上の増減で記載		
(収益事業の内容)		(実行委員会負担額の内訳)			
内 容	金 額	区 分	金 額 (e)		
		積立金			
		負担金			
		借入金			
		その他			
計 (f)		計			
総事業費 (a)	補助対象経費 (b - f)	都 補 助 額 (c)	区 補 助 額 (d)	実行委員会負担額 (e = a - c - d)	

別紙2 (第12条関係 地域連携型イベント事業の場合)

実行委員会名	
--------	--

(単位：円)

経費名称	数量	単 価	金 額			備考
				対象経費	対象外経費	
合 計						

※「経費名称」欄
 総事業費計 A 対象経費計 B
 経費区分 (①周知費用、②会場設営費、③景品購入費、④記念品購入費、⑤出演料、⑥その他諸経費) 順に記載願います

売上等収益 C	助成対象経費 D (=B-C)	助成金確定額 E (=D×助成率)	実行委員会負担額 F (=A-E)

「助成金確定額 E」
 ※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります
 ※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
実行委員会負担額Fの内訳				

経費按分表

1. 事業名

2. 交付申請額

No.	団体名	負担割合 (分数で入力)	総事業費	助成対象 経費	各団体 按分額	都補助額	区助成額	自己 負担額
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
合 計								

3. 実績報告額

No.	団体名	負担割合 (分数で入力)	総事業費	助成対象 経費	各団体 按分額	都補助額	区助成額	自己 負担額
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
合 計								

※実行委員会の経費負担全体に占める商店街負担割合は過半以上が必要

※各団体の按分額ではなく、補助対象経費の合計に補助率を乗じて都及び区補助額を算出すること。

※行が不足する場合は適宜追加してください。

別紙4(第12条関係 地域連携型活性化事業の場合)

商店街地域連携事業名	
------------	--

事業名		テーマ	
-----	--	-----	--

実行委員会名	
--------	--

実行委員会の加入団体名	
-------------	--

1 中期計画を策定した目的

2 中期計画で掲げた取組を行う区域

3 中期計画に掲げた取組(今回補助金実績報告を行う取組(細事業)含む)
 (実施期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)
 * 実行委員会および各構成員がそれぞれ何を行ったかを記載

(細事業に係る経費)

No.	細事業名	事業実施者	総事業費	補助対象経費	都補助額
合計					

* 細事業の詳細については別紙4(細事業の内容)のとおり

4 取組実施後の効果

別紙5(第12条関係 地域連携型活性化事業の場合 細事業の内容)

No.	事業実施者名 (実行委員会、商店街等、地域団体等)		
細事業名		テーマ	
1 事業の目的			
2 事業区域			
3 事業内容 (実施期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)			
4 事業実施後の効果			

* 実行委員会、商店街等および地域団体等が複数の取組を行う場合は、取組毎にこの様式を作成すること

商店街名
代表者
役職名・氏名 様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1 商店街振興事業名 地域連携型商店街事業（ 事業）

2 事業名

3 助成金確定額

（1） 交付決定額 円

（2） 確定額 円

品川区長 へ

商店街名

代表者
役職名・氏名

住 所

請 求 書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 商店街振興事業名 地域連携型商店街事業（ 事業）
- 2 事業名
- 3 請求額 円

品川区長 へ

商店街名 _____
代表者 _____
役職名・氏名 _____ 印
住 所 _____

概算払請求書

年 月 日付文書番号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり請求 します。

記

- 1 助成事業の種別 地域連携型商店街事業助成金（ 事業）
- 2 事業名
- 3 概算払請求理由
- 4 請求額 円
(内訳)
 - 交付決定額 円
 - 概算払受領済額 円
 - 今回請求額 円
 - 残 額 円

年 月 日

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代表者

役職名・氏名 _____ 印

住 所 _____

助成金精算書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった事業が完了したので、下記のとおり精算 します。

記

1 助成事業の種別	地域連携型商店街事業助成金（	事業）
2 精算額等	(1) 精算額（確定額）	円
	(2) 交付決定額	円
	(3) 概算払受領額	円
	(4) 返還予定額	円
	(5) 追給予定額	円

年 月 日

品 川 区 長 あて

商店街名 _____
代表者 _____
役職名・氏名 _____ 印
住 所 _____

年度品川区地域連携型商店街事業助成金に係る消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告書

品川区地域連携型商店街事業助成金交付要綱第 16 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 商店街振興事業名 地域連携型商店街事業 (事業)
- 2 事業名 _____
- 3 助成金額 (確定額) 円
- 4 助成金の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 5 消費税および地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 6 助成金返還相当額 (項目 5 から項目 4 を引いた額) 円

品 川 区 長 あて

商店街名 _____

代表者

役職名・氏名 _____

住 所 _____

財産処分承認申請書

地域連携型商店街事業により取得した取得財産等の処分について、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由